

大規模災害に被災された皆さまへ

(東日本大震災又は2015年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害に限られます)

自然災害の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの
免除・減額を
申し出ることができます。



メリット1

手続支援を
無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。
なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身
に負担していただくことになります。

メリット2

財産の一部を
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活
状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と
して登録されないため、新たな借入れ
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注) 債務の免除等には、**一定の要件**（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの**借入先の同意**が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

